

会計基準設定における実質優先思考の展開

—1980年代の英国におけるオフ・バランス取引論争の再検討—

岡村 雄輝

はじめに

1980年代の英国の会計制度は、会社法において「真実かつ公正な概観 (True and Fair View: TFV)」という包括規定を最上位に位置づけ、その確保のために原則的な諸規定を設けており、タイムリーかつ詳細な基準は民間の基準設定機関である会計基準委員会 (Accounting Standards Committee: ASC) が設定していた。さらに、かかるルールに従うことによって、むしろTFVの確保が困難な場合は、当該ルールから離脱 (departure) しなければならないとする規定を会社法に設けることによって、実践をコントロールしていたのである (Jones 1995, 齊野2009など)。

伝統的に英国は、官民の役割分担による多層的な規制システムを構築していたといえるが (岡村 2014, 95-99頁)、1980年代の会計実践においては、従来とは性質の異なる不正がみられるようになった。オフ・バランス取引などを利用したクリエイティブ・アカウンティング¹の横行であり、新聞紙上で論争を巻き起こすほどの社会問題となっていた (Financial Times, 28498, 28504)。

岡村 (2011) において、当時の勅許会計士のTFVの確保に関する認識と会計基準からの離脱に関する認識を確認し、オフ・バランス取引の適正性をめぐって争われたアーガイル・フーズ裁判を題材として、会計プロフェッションと法律プロフェッションがTFVの確保をめぐって対立したことの意味を考察した。会計プロフェッションはTFVを確保するために、「経済的実質」を重視して「会計事実」を認識し、会計ルールから離脱していたのに対して、法律プロフェッションはあくまでも契約等の堅い事実 (Freedman & Power 1991 p.8)、すなわち「法律事実」と会計表現の一意的な関係をTFVの要件としていたのである。

かかる分析の結果をふまえて、本稿は1980年代の会計基準設定に焦点をあてて、「取引の実質」をめぐる議論を再検討したい。当時、ASCは、クリエイティブ・アカウンティングに対処すべく、会計基準の設定を試みていたが、法律協会による反発を受け、議論は紛糾した。この対立の意味とその帰結を明らかにすることが本稿の目的である。

第1節は、会計プロフェッションが公開草案第42, 49号 (Exposure Draft: ED42,49) において展開した「一般的アプローチ」による実質のとらえ方に関する議論を整理し、第2節では、実質を確定する際に、最も重要なポイントとなる資産と負債の本質的特徴を会計プロフェッションがどのように認識しているのかをED42, 49から剔抉する。第3節は、かかる会計プロフェッションの立論に対する法律協会の反発の意味を明らかにし、第4節では、国家がいかにして対立した議論に決着を図ろうとしたのかを考察する。

1 クリエイティブ・アカウンティングとは、1980年代の初め頃から、既存の会計基準に形式的には準拠しながら、実質的にはルールの陥穽をついて、新たな会計手法の創造を意図するために生じてきたテクニックのことである (Shah 1996, p.31, McBarnet and Whelan 1999, pp.191-195, 澤邊2005, 169頁)。すなわち、その特徴は、会計処理の変更などによる利益操作とは異なり、たとえば新しい金融商品の開発等によって、新たな会計手法を可能にさせる点にある。したがって、その開発には金融機関、法律家、そして会計プロフェッションの能力が必要とされる。詳しくはNaser (1993), Pijper (1993) を参照。

1. 会計基準設定における一般的アプローチの採用²

1988年3月、ASCはED42「特殊目的取引の会計」を公表した。当時の英国は、会計基準設定の拠りどころとなる概念フレームワークが未整備の段階にあり³、個別具体的な問題に対してアドホックに会計基準を設定していたが、ED42は従来のものとは、そのアプローチにおいて決定的に異なる特色を有していた。すなわち、多様な状況に適用できるような指針を提供する「一般的アプローチ」を採用していたのである。

ED42は「特殊目的取引」の会計処理を検討したものである。ここにいう「特殊目的取引」とは、「取引の真の意図やその効果が即座には定かとならないが、会社の財政状態やその見通しに重大な影響を及ぼすような取引」であり、次のように説明されている。

「取引から生ずる便益や責務を結合もしくは分割し、その結果、取引の各構成要素を個別にみるか、あるいは総体としてみるかによって、会計処理の方法や時点が異なりうる取引のことである。」（ED42, Preface 1.2）

ASCの念頭にあった「特殊目的取引」とは、主にオフ・バランス取引であった。従来、貸借対照表に計上されない方法による資金調達、所有権の移転や法の制約に縛られ、個々の取引の効果については狭い解釈によっていた。つまり、全体としての契約の効果を考慮することがなかったのである（ED42, Preface 1.4）。かかる問題意識から公開草案の基本方針が次のように提示される。

「基礎にある原則を分析し、あわせて、単一もしくは連続した取引をその実質にしたがって会計処理することによって、貸借対照表が企業の取引の商業的效果（commercial effect）を、そして、企業の真の財政状態を適正に反映することを保証しようとするものである。」（ED42, Preface 1.4）

「取引の実質にしたがった会計処理」がASCの主眼であり、そのためには「取引の実質の分析・確定」がまずもって求められることになる。取引の実質を決定する際に重要なポイントを以下のように説明している。

「取引の実質を決定するにあたって鍵となるステップは、次のことを認識することである。すなわち、その取引が企業の財務諸表に認識されている様々な資産・負債を増加・減少を生ぜしめたか、あるいはこれまで認識されていなかった資産・負債を生ぜしめたか否か。」（ED42, par.13）

ASCは、かかる方針を実現するために「一般的アプローチ」を採用しているのであり、取引の実質の分析のためには、なによりも「資産・負債を増加・減少を生ぜしめたか否か」を認識するための前提となる資産・負債の定義が不可欠だというのである。

2 本節の考察は、酒巻（1993）ならびに田中（1991）に依拠しており、次節以降は問題意識を共有しながら、両者が明らかにしていない会計プロフェッションと法律協会の妥協点を見出すプロセスに焦点をあてて議論を展開している。

3 もっとも、従来より概念フレームワークの必要性については論じられていた。詳細はDavis et al. 1989, chap.2を参照。

かかる試みについて肯定的な評価がある一方で、法律プロフェッションは強く反発した。詳細は次節において検討するが、いわゆる「一般的アプローチ」に批判が集まり、ED42は改訂を迫られることになった。1990年5月、ASCはED42の改訂版である「取引の実質の貸借対照表への反映」(ED49)を公表したのである。

ED42に対する法律プロフェッションからの批判に応えるために、ASCは以下のように加筆修正を施している。

「本草案は、取引や契約の実質を決定する際にしたがうべき原則を設定し、財務報告目的のための資産と負債の本質的特徴を分析し、ある範囲の取引や契約に対する当該原則の適用方法を明らかにするためのアプリケーション・ノートを提示するものである。」(ED49, par.2)

ED49は、前文、本文、そしてアプリケーション・ノートからなる。本文において認識基準の強化を図ったこと、ED42では本文に掲げていた具体的な取引事例をアプリケーション・ノートに移し、より詳細に展開したことがED42からの主な変更点であったといえるが、ED42の基本的な内容をほとんど継承しているのである。

ASCは財務諸表を報告企業の資源、責務、および業績について要約・整理された情報を提供することによって、当該企業の状態についての情報利用者の理解を助けることを意図したものであると考えている(ED42, par.1)。ここにいる「情報利用者の理解を助ける」とは、すなわち「情報の有用性」であり、それは、基礎となる分類・分析が「取引や契約の実質」にもとづいて行われる場合に確保されるとみているのである(ED42, par.1)。

「取引の実質にもとづいた会計」は、会計処理が当該取引の商業的効果を適正に反映すべきことを要求しており、ED42は取引を「単純な取引」と「特殊目的取引」に分け、次のように説明する。

「単純な取引には、一般に、数多くの標準的な権利・義務が含まれており、かかる取引の商業的効果とその会計処理はよく知られている。一方、特殊目的取引には、いかなる会計処理が適切かの判断、とりわけ企業の資産や負債への影響の判断を困難にさせるような権利・義務が包含されている。」(ED42, par.7)

さらに続いて、特殊目的取引の特徴として以下の3点を挙げる。

- (a) ある項目に対する法的所有権と当該項目から便益を享受する能力やそれに伴うリスク負担との分離が行われていること
- (b) 取引の第三者（1人もしくは複数）を取り込むことによって、取引全体のつながりを考慮することなしには当該取引の商業的効果を理解できなくさせていること
- (c) 取引協約に1つもしくは複数のオプションや条件を含めていること

以上のような特徴を有する取引として、ASCはファイナンス・リース、所有権留保付販売、および結合取引をあげている。かかる複雑な取引の実質を決定するに際しては、取引のあ

らゆる側面とその含意を捕捉する必要がある。特殊目的取引には不確実性がついてまわることはいうまでもないが、会計とは「起こりうる可能性が高いもの」に全精力を傾けることによって不確実性に対処してきたとするASCの見方に立てば、特殊目的取引といわれる複雑な取引に対しても会計人は積極的に対応すべきこととなる。では、会計人が「取引の実質分析」に取り組むためには何が必要というのだろうか。ED49は以下のように、その手順を示している。

「ある取引の実質を決定するに際しての重大なステップは、次のことを明らかにすることである。すなわち、当該取引は、企業の財務諸表においてこれまで認識されていた様々な資産・負債を増加もしくは減少せしめるか否か。さらには、これまでは認識されてこなかった資産・負債を新たに生ぜしめたか否か。」（ED49, par.14）

要するに、特殊目的取引につきまとう不確実性に会計が積極的に対応するには、まずもって資産・負債の本質的特徴を理解しておくことが不可欠だと断言しており、ED42の姿勢を踏襲しているのである。

2. 資産・負債の本質的特徴とその認識規準

複雑な取引の商業的効果の分析にもとづく「取引の実質」を説くASCは、分析の第1段階として資産・負債として認識される項目の範囲を確定する基準を提示する。それこそが「資産・負債の本質的特徴」に他ならない。すなわち、資産・負債の本質的特徴を満たすことが、貸借対照表に計上されるための必要条件となるのである。実際の会計処理に際しては、さらに、以下にみるような認識規準を満たすか否かの検討がなされることになる。

ED49は、ゴーイング・コンサーンを前提とした財務報告目的にとっての資産の本質的特徴を次のように規定する。

「過去の事象の結果として企業によって支配される資源であり、かかる資源から将来の経済的便益が企業に流入すると期待される。」（ED49, par.12）

「経済的便益」とは、資産の使用もしくは処分によって得られる将来キャッシュ・フローとされ（ED49, par.14）、有形・無形にかかわらず、将来キャッシュ・フローをもたらすことを期待できない資源は「資産」として計上されないことになる。

「支配」とは、ある資源に固有の将来の便益を獲得する能力のことであり、通常は法的権利に根拠をおくが、ASCの見方では、法的な強制力のある権利が支配の存在にとって本質的なものだというわけではないとされている（ED49, pars.15, 40-50）。

資産は、そこから得られる便益の喪失をもたらしたり、当該資産に対する企業の支配を排除したりするような取引や事象が発生するまでは貸借対照表に計上され続ける。要するに、企業の有する資産にかかわる取引を会計処理する際に考慮すべき事項は次の2点である。

- (a) 将来の経済的便益に関する見通しはどうか
- (b) 企業の行使している支配がどの程度の影響を受けたか

資産の場合と同様の趣旨にたつて、ED49における貸借対照表に負債として計上するか否かの考慮の対象に含める項目の判定基準としての「負債の本質的特徴」は以下の通りである。

「過去の事象から生じる企業の現在の義務であり、かかる義務の履行によって経済的便益を体現する資源の企業からの流出が結果として予想される。」(ED49, par.19)

ここで現在の義務という言葉は、法的責務を包含し、それよりも範囲は広い。そこには企業を法的に縛るものではないが、他の当事者との取引過程で生ずるコミットメントも含まれる。また、「過去の事象の発生」というよりも、なんらかの将来事象の発生を条件に法的債務に具現化するものも負債計上の検討項目に入れられることを意味している。

以上の資産・負債の本質的特徴を有する項目が「取引の分析」から抽出されたならば、次の段階として、当該項目が貸借対照表に資産・負債として計上されるべきか否かの検討に進むことになる。その際の判断の基準となるのが「認識テスト」である。

前述のように、ED42からED49への大きな修正点は、ここに取り上げる認識基準の明確化にあった。ED49では資産・負債の認識テストを「一般的認識テスト」と「個別具体的認識テスト」の2つに整理している。前者はIASCの概念フレームワークの認識基準を踏襲したものである。すなわち、資産・負債の本質的特徴を備えた項目のうち、さらに次の条件を満たすものについては財務諸表に認識されるべしとされる(ED49, par.26)。

- (a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか、または、流出する可能性がかなり大きいこと
- (b) 信頼性のある測定可能な原価または価値をもつこと

ちなみに、ED42における資産・負債の本質的特徴には、(a)の条件が含まれていた。また、(b)については、「経済的便益のかかる未来志向の特質は、歴史的な原価にもとづく測定システムの棄却を意味するものではない」(ED42, par.17)との主張や、将来の経済的便益は資産の本質をなすとするED49の結論は、「資産に対して将来の経済的便益の流入によって測定されなくてはならないことを意味するものではない」(ED49, par.13)との言明にみられるように、測定方法についての新たな提言を意図したものではないことには留意すべきであろう。

「個別具体的認識テスト」としては次の3つがあげられる(ED49, pars. 36-39,63)。

- (a) ED49に掲げたアプリケーション・ノート
- (b) 「標準的会計実務書」(Statement of Standards Accounting Practice : SSAP) および法規定
- (c) 合理的な会計的類推 (reasonable accounting analogy)

ASCによると、ED42に対して寄せられたコメントには、財務諸表への認識のための指針の不十分さを指摘するものもあったという(Brooks 1989, pp.51-52)。実践に携わる者からすれば具体的な会計処理に資する、より明瞭な指針が必要であるというわけである。かかる批判に対して、ASCは次のように答えている。

「起こりうる極めて多様な取引に対する個別具体的な認識規準は、単一のステートメントという形で具体的に示しうるものではない。」（ED49, par.3.3）

このような認識にもとづいて用意されたものがアプリケーション・ノートである。その趣旨は一般的アプローチを個別具体的な状況に適用するための方法を示すことにあった。具体的には、特殊目的取引として5つの具体的な取引例が示され、それぞれについて、①取引の特徴、②取引の分析、③会計処理および開示が展開されている。まさに、一般的アプローチを具体的に実践しているのである。すなわち、取引の分析にもとづいて「取引の実質」を把握し、その過程で「資産・負債の本質の特徴」を備えた項目が摘出され、さらに、一般的認識テストを満たす項目が財務諸表への認識の対象となるのである。

もちろん、アプリケーション・ノートは完全なものではありえない。とはいえ、そこに例示されたものと「同一の取引」に対しては標準的な会計実務として、「類似した取引」については指針として有用である。では、アプリケーション・ノートが想定しない未知の形態の取引が発生した場合は、どのように対応すればよいというのだろうか。ここで「合理的な会計的類推」の出番ということになる。

「ある特殊目的取引を財務諸表に認識すべきことが決定したならば、次に、合理的な会計的類推を行うことによって、当該取引を表示するための適切な方法が発見されよう。」（ED49, par.35）

ここにいう「合理的な会計的類推」は、「単純な取引」あるいは既存のSSAPにもとづいてなされる。

「本草案にしたがって取引の実質を分析すれば、当該取引の商業的效果は法律やSSAPによってすでに会計処理が具体的に示されている単純な取引の商業的效果と同一もしくは類似していることが明らかとなる。」（ED49, par.39）

すなわち、ED49のいう「合理的な会計的類推」にしたがうならば、「問題となっている取引」と「類推として用いられた取引」との間にみられる差異はほとんど埋められることになり、単純な取引と同様の処理が見出されることになるのである⁴。

あらためてED42,49の目的を再確認すると、以下の3点であった。①取引や契約の実質を確定するための一般原則を定めること、②資産および負債の本質の特徴を示すこと、③具体的な取引や契約に一般原則を適用するための方法を示すこと、である。

「取引の実質の財務諸表への反映」に根本的な意義を見出すASCは、ED49において「取引の実質」を「取引の分析」によってとらえられた「商業的效果」と解釈している。関連してED42においても、「特殊目的取引の実質は、取引の形式から生じる商業的效果の

4 場合によっては、補足的開示もしくは追加的な財務諸表分類を必要とすることもであるとされているが、ASCは「より一般的な指針」としてIASBの概念フレームワークが「財務諸表の質的特徴」として掲げる目的適合性、信頼性、そして比較可能性をあげ「一般的アプローチ」に対するこだわりをにじませていた（ED49, pars.27-33, 66）。

分析によってとらえられる」とされており、「実質は形式に優るとか、経済的実質は法的形式よりも優先される、といった命題とは区別されるべきである」とされている (ED42, Preface.1.16)。

では、「商業的效果」とは、いかにして捕捉される概念なのだろうか。2つの公開草案では、資産および負債の変動をもって商業的效果を認識しようとする。そのためには、資産・負債の本質的特徴を明らかにしておかなければならなかった。「取引の分析」によって、「資産・負債の本質的特徴」を満たす項目が判明すれば、すなわち、「商業的效果」の存在が明らかとなった場合には、「商業的效果」を財務諸表に認識・測定するための規程が必要になる。それが「一般的認識テスト」と「個別具体的認識テスト」である。公開草案の結論は、「複雑な取引」の会計処理は、「商業的效果」と同様もしくは類似の効果をもたらす「単純な取引」の会計処理に準じて行うことを指示していた⁵。

かかる問題は会計プロフェッションに対して2つの課題を突きつけるものであった (Davis et al.1989, pp.226-227)。1つは概念フレームワークにかかわる問題であり、もう1つは会計諸概念と会社法の会計規定との相互関係をめぐる問題である。ED42, 49は、この2つの課題を射程に入れていたのは間違いないが、その真意はむしろ後者にあったと指摘されている (Gibbons and Freedman 1991, p.29)。では、なぜそういえるのか、そうだとすると、会計諸概念と会社法の会計規定との問題は解決されたのか。この点を次節で考察する。

3. 経済的実質論に対する法律プロフェッションからの反発

(1) 専門通牒603号に対する法律プロフェッションの反応

1985年、ICAEWはED42の公表に先立って、オフ・バランス取引を利用したクリエイティブ・アカウンティングへの対応として専門通牒603号 (Technical Release: TR603)「オフ・バランスシートとウィンドー・ドレッシング」を発行していた。その基本方針は以下の通りである。

「真実かつ公正な概観を与えようとする財務諸表の作成においては、当面する取引の本来の性格や適切な会計処理法を決めるにあたって、当該取引の単なる法的形式よりも経済的実質が考慮されなければならない。問題となっている取引の実質に基づいて計算書類にある項目を計上しようとする場合、そして、これが当該項目の法的形式と異なる場合には、そのような取引の法的形式と当該項目の金額を計算書類に注記として開示しなくてはならない。」(TR603, par.17)

これは、オフ・バランス取引に対する会計実務上の指針を示したものとして評価され、通産省もこれを支持した (TR603, par.2)。TR603およびそれに続くED42がとりわけ注目され、高く評価されたのは、それまでの基準設定がアド・ホックなアプローチであったのに対し、概念的なアプローチを採用しているからである (Macve 1989, p.20)。

しかしながら、法律協会はTR603に強い不満の意を表明した (Aldwinckle 1987, p.19)。その批判の矛先は次の2点に向けられていた。すなわち、1つは取引の法的形式よりも経済

5 2つの公開草案は、取引を会計処理する際の会計人の判断プロセス、いわば会計的決定 (accounting decision) の仕方を基準とする旨を述べたものであり、会計処理から法的な判断を切り離すべしとする姿勢に対して法律協会の批判が向けられたのである (Walton, P. and H. Wyman 1988, p.70)

的実質を優先すべきという実質優先思考に対してである。法律協会は、会計情報の利用者への情報提供目的からすれば、財務諸表作成者の主観をできるだけ排除し、客観性をもたせることが必要であり、TFVという法律要件には法的形式がその基礎を与えるべきであって(Wild 1987, p.20)、取引の実質的な効果の主観的な評価は曖昧かつ危険であると主張した(Law Society 1986, p.1,33)。

もう1つは、オフ・バランス取引とウィンドー・ドレッシングを同列に論じていることである。後者は会計情報利用者を誤導し、真実かつ公正な概観の要件に抵触する偽装取引であり、それをすべてのオフ・バランス取引と同様に扱うことは混乱のもとであるというものである(Law Society 1986, p.1,33)。

法律協会の立場からすれば、ほとんどのオフ・バランス取引は1985年会社法第228条4項にしたがうこと、すなわち、注記による開示によって真実かつ公正な概観は確実に担保される性質のものであるにもかかわらず(Nailor 1990, p.36)、あくまで財務諸表本体での計上を説く会計プロフェッションの姿勢は、法の専門家として看過できない問題であった(Tweedie and Kellas 1987, pp.91-92)。

このように、法律協会はオフ・バランス取引の大半は、追加的情報の提示によって処理しうるとみており、TR603のように法的要件からの離脱を無暗に認めることは、法に準拠しないリスクを負うことになるとみていた。また、取引の経済的実質という概念は必ずしも明確ではないし、見方によっては多様な解釈を認めることになると主張した。

これに対してTR603は真実かつ公正な概観を示すためには、脚注による開示だけでは不十分であるとして、貸借対照表への計上の必要性を説いた。脚注は財務諸表本体に計上された情報をより豊かなものにする手段であり、本体の誤りを埋め合わせるものではないというのである。ここでの問題は、追加的情報の開示が真実かつ公正な概観を示すのに不十分なのはいかなる場合かということであった。

(2) ED42, 49に対する法律プロフェッションの反応

TR603に対する法律協会の反発をうけたASCは解決に向けて、「現段階では会計処理による解決は困難であり、その代わりに完全開示が必要である」として、すべてのオフ・バランス取引は脚注において開示されるべきと提案した(Accountancy, April 1987, p.166)。しかし、その直後に前言を翻し、やはりどれほどの開示をしても不適切な会計処理の利用を補うものではないとして、本体計上によるアプローチの採用を再確認するとともに、一定の資産および負債が貸借対照表に含められるべきかどうかの判断は「取引の商業的效果」によるとした(Accountancy, May 1987, p.37)。

要するに、ASCはオフ・バランス取引の財務諸表本体への計上についてはそのまま保持しながら、「経済的実質」よりもむしろ「取引の商業的效果」というタームを用いることで、法律協会の同意を得ようとしたのである(Accountancy, August 1987, p.41)。その延長線上にあるものが、ED42, 49だったのである。この点について、Brooks(1988)は次のように指摘している。

「(ASCは一筆挿入)形式よりも実質優先という問題を特に取り上げようとしているのではないことの説得に腐心している。こうした実質優先思考放棄の表明は、明らか

に、会社法の規定に反するような基準を定める会計プロフェッションの能力に関しての会計プロフェッションと法律プロフェッションとの間の論争の危険を回避することを意図している。」(Brooks 1988, p.38)

これに対して、法律協会がオフ・バランス取引の財務諸表本体への計上と「取引の商業的効果」というタームに強く反対した理由は明らかである。すなわち、一般的には「法律効果」とは法律によって構成された「法律事実」のことをいう。これに従えば、「商業的効果」とは会計諸概念によって構成された「会計事実」ということになり、法律協会は「法律事実」の「会計事実」による置き換えを不服としたといえる(Gibbons and Freedman 1991, p.29)。したがって、TR603, ED42ならびにED49をめぐる議論の対立は、会社法規定をめぐる見解の相違というよりも「要件事実」をめぐる争いであった。

しかしながら、法律プロフェッションにとって、2つの公開草案は容易に受け入れがたい議論であったにもかかわらず、ED49の公表以降、法律プロフェッションの反発は表面的にはトーンダウンしていった。対立の根本的な要因が事実をめぐる争いであるならば、法律プロフェッションがそう簡単に引き下がるとは考えられない。だとすれば、ED42および49によって法律協会との対立が解消されたというよりも、会計プロフェッションは法律プロフェッションとの直接対決を避けながら、基準設定の道を模索し続けたのではないかと予想される。

ED49は、ASCから英国会計基準審議会(Accounting Standards Board: ASB)への改組を挟んで、1993年2月公表の財務報告基準書公開草案第4号(Financial Reporting Exposure Draft 4: FRED4)「取引の実質の報告」、さらに1994年4月公表の財務報告基準書第5号(Financial Reporting Standard 5: FRS5)「取引の実質の報告」によって、ようやく基準化されるにいたった。TR603からおよそ10年の歳月を要したが、「取引の実質」の判断は「取引の形式が生む商業的効果」(Whitely 1988, p.26)によるとする「実質優先思考」は引き継がれているのである。

このFRS5は初期のASBにおいて最も重要な会計基準の1つであるとされており(大石2011, 25頁)、その基準化は会計プロフェッションにとっていわば悲願であったともいえる。では、ED49とFRS5の制定の間に起ったASCからASBへの改組のプロセスにおいて法律プロフェッションをいかにして説得しえたのか。次はこの点を明らかにしなければならない。

(3) 小括

ED42, 49, そしてそれに先立つTR603は、クリエイティブ・アカウンティングが横行していた1980年代の英国において、当面はオフ・バランス取引に起因する不正会計の問題に対応することを目的としていた。また、その一方でかかる公開草案が将来の概念フレームワークの構築を期待させる内容をもつものとして肯定的な評価もあったのである。

結果的に、法律プロフェッションとの調整が不調に終わり、ED42, 49が会計基準化されるには至らなかったという点において、非常に厳しい評価が下されたともいえる。当時の1985年会社法下において、会計プロフェッションが設定する会計基準としては分限を超えたものとみなされたのである。したがって、この問題を解消するためには、ED42, 49の趣旨を変えるか、会社法を改正するかの、いずれかが必要になる。

会計プロフェッションは、TR603からED49まで、その「経済的実質」を「取引の実質」へと変更し、その実質を確定する際には「取引の商業的効果」を重視すべしとする主張を展開しながら、アプリケーション・ノートも追加するなどして、法律事実論を展開する法律プロフェッションの反発をかわそうとした。

ED49以降、法律プロフェッションの反発はトーンダウンしたが、そうした会計プロフェッションの対応が功を奏して、法律プロフェッションを抑え込むことができたと思えるのは早計であろう。というのは、議論が対立した主たる要因は会計基準と会社法の不調にあり、会計プロフェッションがレトリカルに議論を展開したとはいえ、「経済的実質論」によって法律プロフェッションを十分に説得できたとはいえないからである。

しかしながら、実質優先思考にもとづくFRS5が後に会計基準化されたのは紛れもない事実である。だとすれば、会計プロフェッションは基準設定の議論ばかりでなく、会社法との調整を図ろうとしたと考えるのは道理である。したがって、1985年会社法では折り合いがつかない部分を改正するように議会に働きかける動機は十分にあったと思われる。

そこで、以下では1989年会社法の制定後に展開された「経済的実質論」を検証することによって、会計基準と法がいかにして調整を図ったのか明らかにしたい。

4. 下院議会の反応

1990年3月19日、労働党のA. Mitchell下院議員は、オフ・バランス取引等のクリエイティブ・アカウンティングが社会問題化していることを念頭に置いて、「法律効果を有する貸借対照表の要件とはいかなるものであるのか」と政府に問いかけ、通産政務次官である保守党のR. Redwood下院議員は以下のように応じた。

「1985年会社法第228条(2)は、貸借対照表と損益計算書は会計年度の期末における財政状態とその年度の損益の真実かつ公正な概観を与えるものでなければならないとされている。1989年4月1日に会社法が改正されたが、これ以上の定義はないと考えている。」
(House of Commons Hansard, 19 March 1990)

そのうえでRedwoodは、1989年会社法においてもTFV規定は変更されていないし、1985年会社法と同様にTFVの確保を目的として財務諸表を作成すれば、必然的にTFVは確保できるとしてMitchellの質問を受け流した。

これを受けて、Mitchellは「では、(貸借対照表上の一筆挿入)資産の法的要件はいかにして与えられるのか」と追加質問し、Redwoodは以下のように回答した。

「1988年3月、ASCによってED42『特殊目的取引の会計』が公表されたことによって注目された問題だ。この件についてASCが本年の夏ごろに新しい草案を公表する予定である。」(House of Commons Hansard, 19 March 1990)

この発言は極めて重要な発言である。Mitchellが貸借対照表の法的要件について質問していることに対して、Redwood自身、あるいは通産省としての見解を述べずに、ひとまずASCの対応を待つというのである(実際、ASCはED49の公表という形で対応した)。これ

はRedwoodが、会計プロフェッションを主体とするASCの能力を高く評価しているか、会計基準設定は彼らの役割であるがゆえに、この問題には安易に立ち入らないという慎重な姿勢を表しているといえる。

新会社法が施行された1990年4月、Mitchellはオフ・バランス取引の問題について通産省に再度質問を試みている。すなわち、問題のあるオフ・バランス取引のスキームを実行している企業を調査し、特定する予定はあるか否かと問うたのである。これに対してのRedwoodの答弁は以下のとおりである。

「1989年会社法において子会社の定義を拡張したことによって、オフ・バランス取引の問題は緩和されようし、(会計一筆挿入)プロフェッションも対処している。」
(House of Commons Hansard, 4 April 1990)

ここでいう「プロフェッションの対処」とは、ED42までの会計プロフェッションによるオフ・バランス取引への対応のことであろう。したがって、前月のRedwoodの答弁と同様に、会社法における「子会社の定義の拡張」とED42等をふまえて将来設定される会計基準によって、オフ・バランス取引の問題は改善されていくとみていることになる。つまり、通産省は「会計と法のインターフェイス」の問題を両プロフェッションの役割分担によって解決を図ろうとしていたのである⁶。

Redwoodが2度目の答弁をしたまさに翌月の1990年5月、ED42にアプリケーション・ノートを追加したED49がASCによって公表された。これを受けて、7月の下院議会において、労働党のCousins下院議員はオフ・バランス取引の問題を議論の俎上に載せ、上場企業のオフ・バランス取引をどのように受け止めているのかと、通産省の見解を問うた。3度目となる同様の質問に対して、Redwoodは従来通りの見解を述べたうえで、ED49が公表された事実を指摘するにとどまり、それ以上の意見は述べなかったのである。

1990年3月から7月にかけてRedwoodの姿勢はぶれるところがない。あくまでも法にできることは会社法における子会社の定義を拡張することだけであり、それ以上の問題は会計プロフェッションに委ねるというものである。すなわち、当時の政府、通産省の姿勢は「法と会計の役割分担」を再確認しようとしていたといえよう。

おわりに

本稿の考察によって、会計プロフェッションは会計実践と同様に、基準設定の基礎に「経済的実質論」を置いていたことが確認できた。さらに、会計プロフェッションは「経済的実質論」をめぐる法律プロフェッションとの対立を解消するために、レトリックを駆使して自らの主張を正当化したことが明らかになった⁷。一方、下院議会における議論の分析からは、与党である保守党政権は、ED42、49の有用性を認めたとうえで、会社法を改正するこ

6 Redwoodは、会社法と会計基準の役割分担の上に、さらに監査の充実を図るという趣旨のことも述べている (House of Commons Hansard, 4 April 1990)。

7 本稿の分析は社会構築主義的なレトリック論に依拠している。レトリック論の概括的な解説については三輪 (1972)、さらに、法律家の思考様式、弁論形式の詳細についてはベレルマン (1986) を参照されたい。なお、ここで社会構築主義とは、個人は言語の習得によって、社会を理解する思考を獲得し、主体化され、さらには言語による個人間のコミュニケーションによって、社会的に事実が作りだされていくとする学問的な立場のことである。社会構築主義に依拠したレトリック分析の意義についてはパー (1997)、中河 (1999) を参照。

とでその援護をしようとしていたのであり、ここに「法と会計の役割分担」を改めて図ることによって、オフ・バランス取引をめぐる論争に決着をつけようとしていた政府の姿勢が明らかになった。以上が本稿の貢献であり、以下に残されている課題を述べる。

下院議会における議論が法律プロフェッションの反発を抑えるだけの内容であったかという点、そうではない。英国社会において、相対的に会計プロフェッションが法律プロフェッションよりも高い地位を占めるわけではないし、さらに当時、会計基準の準拠率が低迷し、クリエイティブ・アカウンティングや不正会計が横行するなど、会計プロフェッションに対する社会的な信頼は低下していた。にもかかわらず、会計プロフェッションが基準設定において大きな役割を担い続けることを可能にした要因は、本稿の考察からは不明である。なぜ政府は会計プロフェッションの役割を重視したのか、いかなる規制体制の構築を目指し、その際にどのような議論が行われたのか。そうした点を考察する必要がある⁸。

当時のASCは上記の問題に加えて、自前で会計基準を設定するコストが過重であることを自認していた(齊野2006, 26頁)。したがって、会計プロフェッションはかかるコストの軽減を図りながら、自主規制というベネフィットを維持したいと考えたであろうし、法を制定する政府にしてみれば、国民経済の回復・発展のためには、クリエイティブ・アカウンティングや不正会計のように民間の規制が失敗すれば、コストを払ってでも介入せざるを得ないであろう。

かかる視点から次稿では、会計プロフェッションがASC体制からASB体制という大きな規制構造の転換を経験しながらも、基準設定の中心的な役割を確保できた要因を1989年会社法の制定過程における議論を検証することによって明らかにしたい。

参考文献

- Aldwinkle, R. (1987), "Off-Balance Sheet Finance – The Legal View", *Accountancy*, June, 19-20.
- ASC (1988), Exposure Draft 42: Accounting for Special Purpose Transactions, Accounting Standards Committee.
- ASC (1990), Exposure Draft 49: Reflecting the Substance of Transactions in Assets and Liability, Accounting Standards Committee.
- Davis, M., R. Paterson, and A. Wilson (eds.) (1989), UK GAAP, Ernst & Young.
- Freedman, J. and M. Power (1992), "Law and Accounting", In J. Freedman and M. Power (eds.), *Law and the Accountancy: Conflict and Cooperation in the 1990s*, Paul Chapman Publishing.
- Gibbons, C. and J. Freedman (1991), "ED49: The Importance of Legal", *Accountancy*, March, p.29.
- ICAEW (1985), Technical Release 603: Off-Balance Sheet Finance and Window Dressing, Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Jones, E. (1995), *True and Fair : A History of Price Waterhouse*, Hamish Hamilton.
- Law Society (1986), *Off-Balance Sheet Finance and Window Dressing: Memorandum by the Society's Standard Committee on Company Law*, Law Society.

⁸ ASCからASBへの移行に関する下院議会における議論は一部検証されており、政権与党がASB体制も伝統的な役割分担にもとづく規制体制を引き継ぐ姿勢であったことが明らかになっている(岡村2014, 95-99頁)。

- Macdonald, G. (1992), "Substance, Form and Equity in Taxation and Accounting", In J. Freedman and M. Power (eds.), *Law and the Accountancy: Conflict and Cooperation in the 1990s*, Paul Chapman Publishing.
- Macve, R. (1989), *Solomons Guideline: "Where Do They Lead?"*, *Accountancy*, March, pp.20-21.
- McBarnet, D. and C. Whelan (1999), *Creative Accounting and the Cross-eyed Javelin Thrower*, Wiley.
- Naser, K. H. M. (1993), *Creative Financial Accounting*, Prentice Hall.
- Nailor, H. (1990), *Reflecting the Substance of Transactions in Assets and Liabilities*, Coopers and Lybrand Deloitte, London..
- Pijper, T. (1993), *Creative Accounting: The Effectiveness of Financial Reporting in the UK*, Finance and Capital Market Series, Palgrave Macmillan.
- Römcke, J. and R. T. Wearing (1990), "Accounting for Special Purpose Transactions: ED42 and In-substance Debt Defeasance", *British Accounting Review*, Vol.22, pp.137-149.
- Rutherford, B. A. (2007), *Financial Reporting in the UK: A History of the Accounting Standards Committee, 1969-1990*, Routledge.
- Shah, A. K. (1996), "Creative Compliance in Financial Reporting", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.21, No.1, pp.23-39.
- Tweedie, D. and J. Kellas (1987), "Off-Balance Sheet Financing", *Accountancy*, April, pp.91-95,
- Walton, P. and H. Wyman (1988), "The Concept of Regulation", *Accountancy*, August, p.70.
- Whitely, C. (1988), "ED42: Central to the Concept of True and Fair", *Accountancy*, April, pp.26-27.
- Wild, K. (1990), "Off Balance Sheet Finance: Practical Guide", *Accountancy*, July, p.20.
- 大石桂一 (2011) 「国際的会計基準の形成とエンフォースメント」『会計』第179巻第1号, 14-27頁。
- 岡村雄輝 (2011) 「会計実践における実質優先思考の展開—1980年代の英国における法廷闘争に焦点をあてて」『九州経済学会年報』第49集, 31-37頁。
- 岡村雄輝 (2014) 「会計規制改革における英国的規制観の展開—1989年会社法の制定過程における会計規制をめぐる議論とその意味」『会計史会年報』第32号, 89-104頁。
- 齊野純子 (2006) 『イギリス会計基準設定の研究』同文館出版。
- 齊野純子 (2009) 「離脱規定の目的と機能」『会計』第176巻第6号, 830-834頁。
- 酒巻政章 (1993) 「貸借対照表能力の判定プロセス」『貸借対照表能力論—資産および負債の定義と認識』税務経理協会。
- 澤邊紀生 (2005) 『会計改革とリスク社会』岩波書店。
- 田中建二 (1991) 『オフ・バランス取引の会計』同文館。
- 中河伸俊 (1999) 『社会問題の社会学—構築主義的アプローチの展開』世界思想社。
- V. バー著, 田中和彦訳 (1997) 『社会構築主義への招待』川島書店。(Burr, V. 1995, *An Introduction to Social Constructionism*, Routledge.)
- C. ペレルマン著, 江口三角訳 (1986) 『法律家の論理—新しいレトリック』木鐸社。(Perelman, C. (1979), *Logique Juridique - Nouvelle rhétorique*, 2éd, Dalloz, Paris.)
- 三輪正 (1972) 『議論と価値』法律文化社。

Accountancy, April 1987, May 1987, August, 1987.

Financial Times, 28498, 28504, June 1981.

House of Commons Hansard, Written Answers (Commons) of 19, March, 4 April 1990.

（付記）

本稿はEU Institute of Japan 若手研究者EU研究助成金による研究成果の一部であり，日本会計研究学会第94回九州部会における報告論文に加筆修正したものである。